

議案第 124 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 125」に、「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第7条関係）
特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

別表第2（第9条関係）
任期付職員給料表

級	給料月額（円）
1	188,700
2	216,200
3	256,200
4	275,600
5	290,700
6	316,200
7	358,000
8	391,200

第2条 松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の条例第8条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。